

---

# 鶴岡市文化会館整備基本計画

平成24年3月

鶴 岡 市

## はじめに

鶴岡市文化会館は、昭和46年に開館し、芸術文化活動の拠点施設として約40年にわたり多くの皆様に親しまれ、利用されてきました。しかしながら、近年は施設設備の老朽化が著しく、機能性や利便性、耐震性などに大きな課題があり、改修若しくは改築による再整備が必要となっていました。

このことから、本市では、平成22年11月より「文化会館整備に関する庁内検討会議」を立ち上げ、現状の課題を整理し様々な観点から検討を行った結果、改修による整備は困難であると判断し、平成27年度までの完成を目標に、現在地（現文化会館・青年センター）で改築整備することとしました。また、建設地については、鶴岡商工会議所のご協力により産業会館、商工会館の敷地も含めてより利便性の高い活用ができることとなりました。

平成23年6月、文化会館の改築整備に向け基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を反映するための有識者、地域審議会、住民自治組織、芸術文化団体等の代表者による委員10名及び市民公募の委員5名で構成する「鶴岡市文化会館整備検討委員会」を設置しました。整備検討委員会では、基本計画の内容についてご協議をいただき、更に、利用者団体等懇談会や器楽、舞台、音響の専門家による専門委員会での意見なども参考にしながら、今年1月に基本理念や基本方針、施設計画、運営計画、整備スケジュールなどを盛り込んだ文化会館整備基本計画（案）をまとめ、議会へ説明するとともに市民からの意見公募を実施し、この度、鶴岡市文化会館整備基本計画を策定する運びとなりました。

次年度以降、この計画に基づき、基本設計、管理運営計画の策定等に着手し、平成28年度の開館を目指して整備を進め、市民の多様な文化活動や交流の拠点として愛される新しい文化会館の実現に向け取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたりご意見やご提言をいただいた市議会や市民の皆様、各芸術文化団体の皆様、そして精力的に議論を重ねていただきました整備検討委員の皆様衷心より深く感謝申し上げます。

平成24年3月

鶴岡市長 榎本政規

---

# 鶴岡市文化会館整備基本計画

## 目 次

はじめに

I	基本計画策定の背景	1
1	これまでの経緯	
2	上位計画での位置づけ	
II	基本理念	3
III	整備の基本方針	4
IV	目指す施設の方向性	5
V	施設計画	6
1	施設構成	
2	各部門の計画	
(1)	ホール部門	
(2)	創造交流部門	
(3)	管理・供用部門	
3	施設規模	
VI	敷地計画	12
1	建設予定地	
2	建設予定地の概要	
3	建物配置の考え方	
4	駐車場の考え方	
VII	景観に対する配慮	14
VIII	運営計画	16
1	基本的な考え方	
2	運営体制や組織	
IX	整備事業費	18
X	整備スケジュール	18

参考資料

鶴岡市文化会館整備検討委員会設置要綱

鶴岡市文化会館整備検討委員会名簿

鶴岡市文化会館整備検討委員会等の経過

# I 基本計画策定の背景

## 1 これまでの経緯

### (1) 現状と課題

鶴岡市文化会館は、1971年（昭和46年）の開館以来、音楽、演劇などの鑑賞の場、芸術文化団体や児童生徒たちの発表の場などさまざまな文化活動の拠点施設として、さらには講演会、式典、集会などの場として、多くの市民に利用されていますが、建設から約40年が経過し、施設設備の老朽化が著しく、機能性や利便性の面で様々な問題を抱え、抜本的な施設設備の改修若しくは改築による整備が必要になっています。

### (2) 再整備の検討

文化会館の再整備には多額の費用が必要になることから、合併特例債の活用が必須条件で、その期限までの事業完了を目途とした整備スケジュールの調整が必要となったため、平成22年度、庁内の関係部課で構成する「文化会館整備に関する庁内検討会議」において、再整備の検討を行いました。

最初は、現文化会館を青年センターと合わせて大規模改修による長期間の継続使用が可能かどうかという検討を行いました。建物の診断結果から、客席及び舞台の外殻を構成する構造体に大きく影響を及ぼす改修は、構造的、コスト的に困難と判断いたしました。

改修による整備では、機能的な面で大きな課題が残り、また、改修後の建物の耐用年数は15～20年程度と推測され、多額の改修費用をかけて整備しても、近い将来また改修や改築が必要となる可能性が大きいことから、費用対効果の面からも、改修による整備手法は現実的でないと考え、再整備については、大規模改修ではなく合併特例債を活用しての改築による整備を基本に進めることにいたしました。

### (3) 建設場所の検討

本市のまちづくりの目標により、市民の文化活動の拠点施設としての役割や都市機能の集積という側面から中心市街地に立地すべき施設であり、総合計画の中でも「文化都心である中心市街地地区に新文化会館を整備する」ことを位置付けています。

また、芸術文化団体等からも中心市街地への建設が要望されています。

こうした状況を踏まえ、市街地における建設場所の候補地として、市が所有する、旧荘内病院跡地と現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）の2ヶ所について検討を行いました。

#### （４）建設場所の選定

候補地の状況を踏まえ、市民の文化活動、交流活動拠点として整備する文化会館の建設場所は、①長期的な視点でのまちづくりの観点から、中心市街地における文教施設の集積地としての立地や賑わいの創出 ②利用者の利便性の観点から、近隣周辺に整備された公共駐車場がある優位性 ③現施設を解体する費用について、合併特例債の活用が可能であるという利点を考慮し、旧荘内病院跡地ではなく、約2年半の休館が必要とはなるが、現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）を適地として選定しました。

## 2 上位計画での位置づけ

次の上位計画に施設整備が位置づけられています。

### （１）新市建設計画

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併後の新市を建設していくための基本方針と主要な施策などを定めた新市建設計画において、新市の施策「3誇れる文化の継承・発展と交流の拡大」の中で、文化活動の中核施設等の整備を掲げています。

### （２）鶴岡市総合計画

鶴岡市総合計画（平成21年1月策定）の第3章「未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります」における、第4節「芸術の振興と文化資源の保存継承（1）市民の芸術活動の環境の充実」の主な施策として、「文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図る」ことを掲げています。

## Ⅱ 基本理念

本市には、長い歴史の中で培われてきた文化的土壌があり、広範で創造性に富んだ芸術文化活動が市民各層にわたって行われています。また、地域文化に根ざした様々な学習・交流活動も活発で、優れた文化活動の伝統の継承がなされ、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となっています。

こうした中で、新しい文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動の拠点として、また、市民が集い、繋がる、交流の場として整備します。

「 <sup>ささ</sup>支える <sup>そだ</sup>育てる <sup>たか</sup>高める 」

未来につなぐ芸術文化の拠点

「文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します。」



### Ⅲ 整備の基本方針

- 1 市民の舞台芸術を中心とした多様な文化活動を支えるため、様々な目的に対応する現代的な機能を備える、活動の拠点として整備する。

舞台芸術をはじめとする様々な文化活動に必要な現代的機能を備え、市民の多様な活動を支えることで、文化活動がさらに活性化され、新たな芸術文化への創作意欲が高まる。

- 2 未来を担う子どもたちを育て、次代につなぐ市民主体の芸術文化活動を一層促進するため、練習や公演の場として必要な機能を備え、創造の拠点として整備する。

様々な芸術文化活動の日常的な練習や公演の場所を整備することで、子どもたちを含む全ての世代の活発な創造の輪がひろがり、次代につなぐ市民主体の芸術文化活動が一層促進される。

- 3 市民の芸術・文化性を高めるため、国内外の優れた舞台芸術等に触れることができる、鑑賞の拠点として整備する。

音楽、演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することで、感動や生きる喜びをもたらし、感性の伸長による芸術文化のレベルアップが図られる。

## IV 目指す施設の方向性

- 1 **音楽・舞台芸術をはじめ多様な市民の文化活動を支える施設**
  - ・響きが良く、様々な音楽、舞台芸術、講演会等に対応するホール
  - ・多様な舞台芸術に対応する十分な広さと設備のある舞台 など
- 2 **演奏者や演者が使いやすく、機能性の高い施設**
  - ・舞台とリハーサル室、楽屋等との動線に配慮した配置
  - ・機能的で安全性の高い舞台機構、音響、照明等の設備 など
- 3 **児童生徒をはじめ、全ての世代の芸術文化活動の発表ができる施設**
  - ・多人数の合唱や吹奏楽等の発表に対応するホールや舞台
  - ・複数の練習室やリハーサル室等の整備 など
- 4 **利用者にとって快適な設備・空間を備える施設**
  - ・快適なホール座席シート
  - ・ゆったりしたエントランスホール、ホワイエ など
- 5 **ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設**
  - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設設備
  - ・障害者が安心して利用できる施設 など
- 6 **環境に配慮した、地域資源を活用する施設**
  - ・省エネへの配慮、自然エネルギーの活用
  - ・地場産木材の活用 など
- 7 **維持管理にかかる経費を抑えた施設**
  - ・コンパクトで維持管理が容易
  - ・ランニングコストの低減に配慮 など
- 8 **市民参加・協力型の運営を目指す施設**
  - ・利用団体等の管理運営への協力
  - ・事業企画等への市民参加協力 など
- 9 **周辺の文教施設との機能的な連携や都市景観に配慮する施設**
  - ・旧致道館、アートフォーラム等周辺施設との関係
  - ・歴史的建造物やまち並み景観等への配慮 など



# V 施設計画

## 1 施設構成

文化会館は、整備の基本方針に基づき、市民のための活動・鑑賞・創造・交流の拠点を目指し、現代的な機能を備えた施設として計画します。

施設は、必要とする機能や性格から、次の3つの部門で構成し、各部門の機能的な連携に配慮した計画とします。

### ○ホール部門

市民の活動・鑑賞の場 ⇒ホール・楽屋・ホワイエ・搬入口

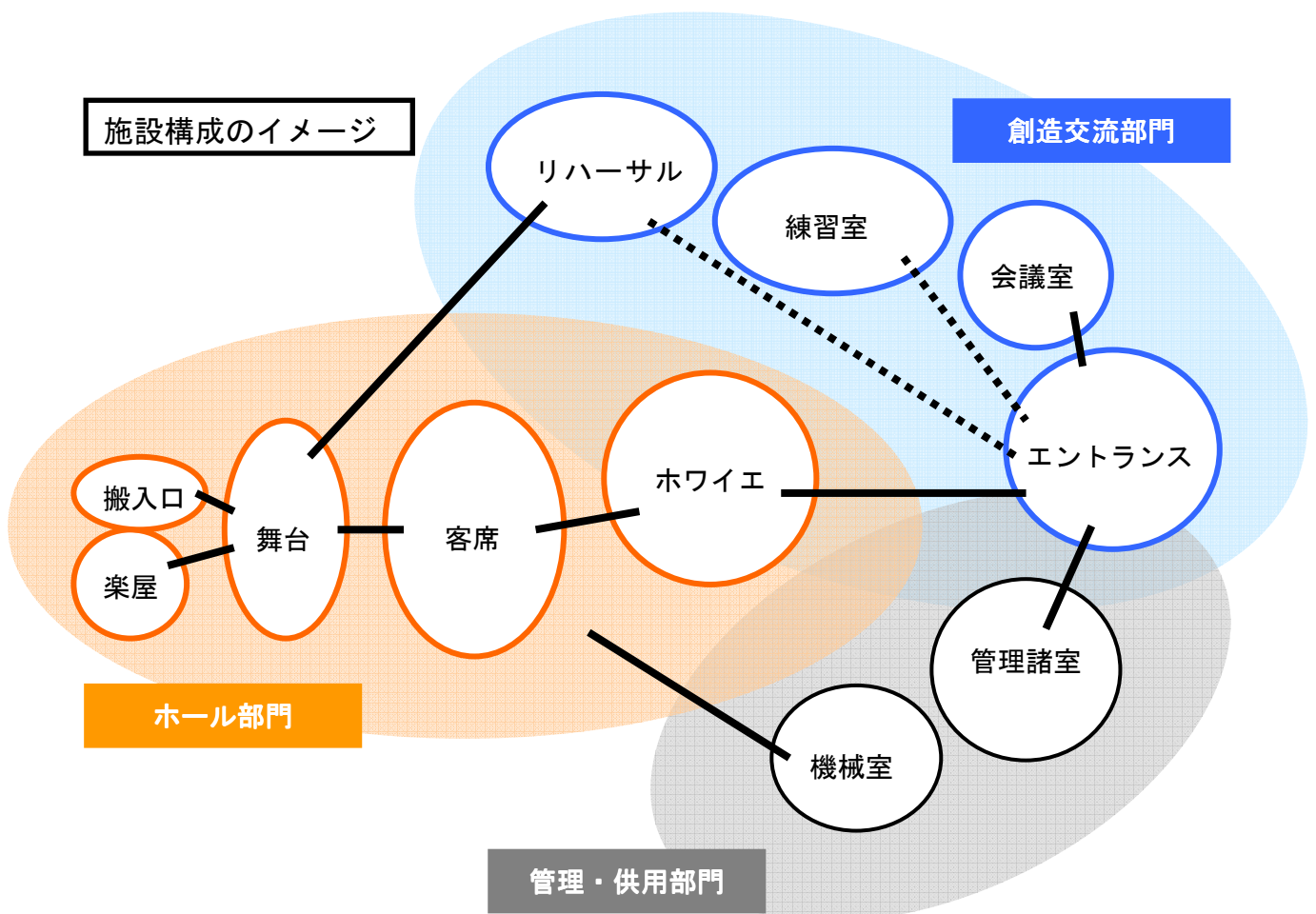
### ○創造交流部門

市民の日常的な創造や活発な交流の場

⇒リハーサル室・練習室・会議室・エントランスホール

### ○管理・供用部門

市民の活動を支える管理の場 ⇒管理諸室・機械室 等



## 2 各部門の計画

### (1) ホール部門

ホールは、「生の音の響き」を重視し、様々な音楽や舞台芸術をはじめ、講演や式典など多目的に利用できるホールとして計画します。

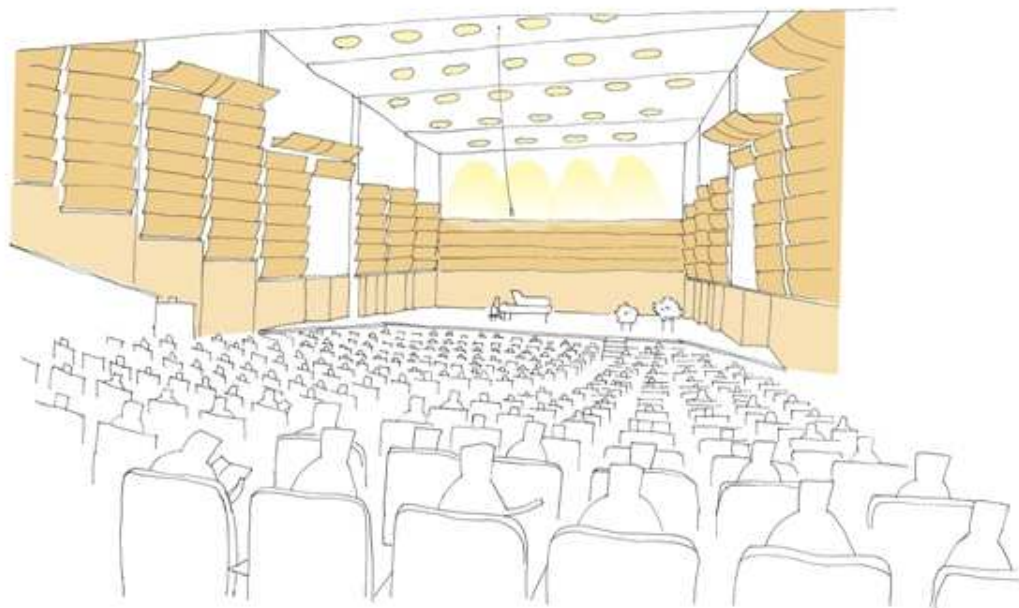
#### ①ホール客席

客席数は、現在の利用状況や今後の事業運営などを勘案し、1,200席程度とします。(現文化会館 1,247席)

客席は、見やすさと舞台の一体感を重視し、できるだけ階層を押しえた計画とします。

また、客席イスは、長時間でもゆとりある鑑賞ができる、十分な大きさとし、どの場所からでも見やすい配置や傾斜に配慮します。

多目的鑑賞室(※1)や車椅子席、介助者席などを設け、だれもが舞台を楽しめるよう配慮します。



#### ②舞台

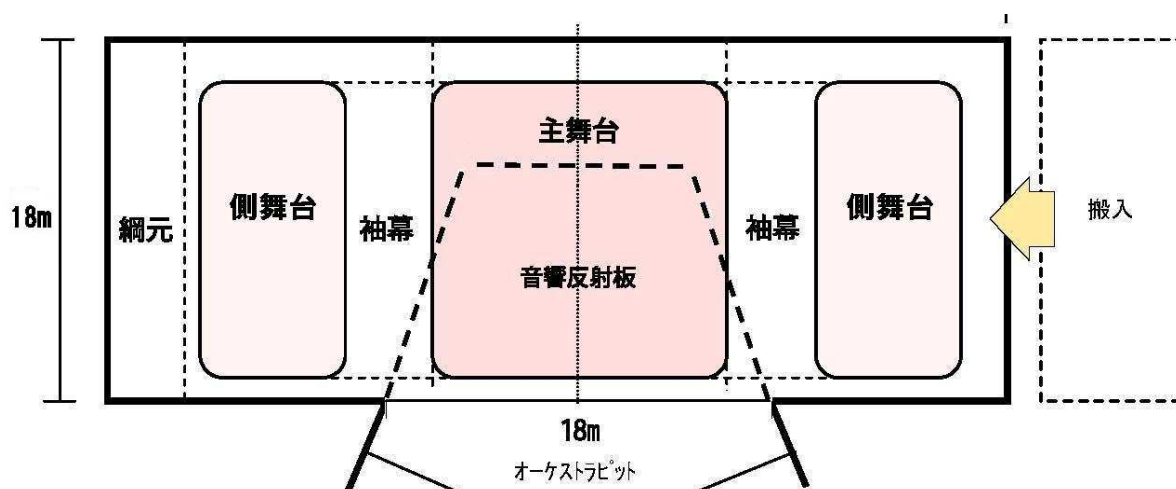
舞台は、多様な舞台芸術に対応するプロセニウム形式(※2)とし、クラシック音楽用として音響反射板を設置します。

十分な広さの主舞台と側舞台を備え、客席前部にオーケストラ迫り(※3)を設けるとともに、脇花道の設置を計画します。

舞台開口：間口18m程度、高さ12m程度

舞台奥行：18m程度

舞台面積：上手と下手の袖合計面積を主舞台と同程度確保



### ③楽屋

楽屋は、できるだけ舞台の近くの同一階に配置し、出演者等の利便性に配慮した動線及び設備計画とします。

楽屋数は6室程度とし、楽屋事務室やラウンジの設置も検討します。

また、会議室などを臨時の楽屋として使用できるように配慮します。

### ④ホワイエ

ホールでの公演等の休憩時間に、ゆったりと休める空間を演出するとともに、人びとの交流空間としても位置づけ整備します。

また、公演後の演者との交流や舞台演目などを紹介する展示コーナー、ミニコンサートなどの実施ができるよう検討します。

なお、ホールの利用がないときには、市民の日常的な交流の場としての活用についても検討します。

### ⑤搬入口

季節風が強い土地柄であり、悪天候での搬出入に苦労してきた経過があることから、天候に左右されず、大型トラック等から直接、楽器や舞台道具等の搬出入が可能なトラックヤードを配置します。

また、トラックからの荷物の積み下ろしが容易になるよう、高さにも配慮します。

## ⑥倉庫（その他）

ピアノの保管には、十分なスペースと温度や湿度の管理が重要であるため、専用の保管庫を配置します。

また、舞台設備などの保管のため、道具迫りや備品庫などの配置を検討することにしますが、大きさや配置場所など舞台美術関係者からの意見を参考にします。

### (※1) 多目的鑑賞室

静かな環境での鑑賞が困難な方が、付き添いの方と一緒に舞台を鑑賞することができる部屋。

### (※2) プロセニウム形式

日本の舞台で最も一般的な舞台形式で、「額縁舞台」プロセニウム・ステージと言われる。プロセニウム・ステージはプロセニウム・アーチの設置された舞台のことで、プロセニウム・アーチ(proscenium arch)とは舞台前面の額縁状の枠を指します。

### (※3) オーケストラ迫り

オペラ、ミュージカルなどのオーケストラが必要な演目の場合、舞台と観客との間に一段下がった位置にオーケストラ演奏用の場所を設けます。これを「オーケストラ・ピット」(通称オケピ)と呼びます。

このオケピに昇降機構を設けることで、必要ない演目の場合などにこのスペースが無駄にならないようにしたものを「オーケストラ迫り」と呼びます。

## (2) 創造交流部門

### ①リハーサル室（多目的室）

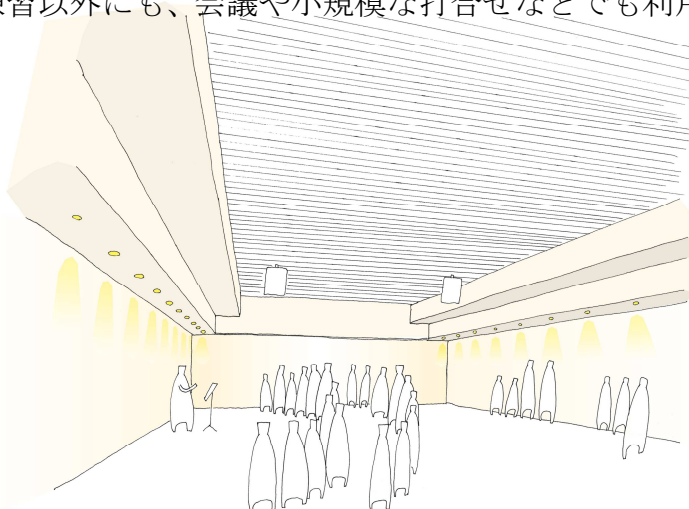
舞台公演のリハーサルだけでなく、日常的な練習や発表など多目的に使用できるような設備を整え、舞台からの動線に配慮した配置とします。

また、広さの目安として、オーケストラのリハーサルが舞台と同じ配置で可能になるよう考慮します。

### ②練習室

多様な舞台芸術の日常の練習場所として、防音機能や鏡などを備えた大小2室の練習室を設置します。

また、舞台芸術の練習以外にも、会議や小規模な打合せなどでも利用できるよう配慮します。



### ③会議室

日常的な会議や打合せ等のため、大小2室程度の会議室を配置します。  
また、臨時的に楽屋として使用することも想定して整備します。

### ④エントランスホール

開場までの時間を屋内で待つことができるよう、エントランスホールを設け、情報コーナーの設置や市民に開かれた場所として活用を図ります。

また、地元ゆかりの音楽家などを紹介する資料展示コーナーなどの設置も検討します。

## (3) 管理・供用部門

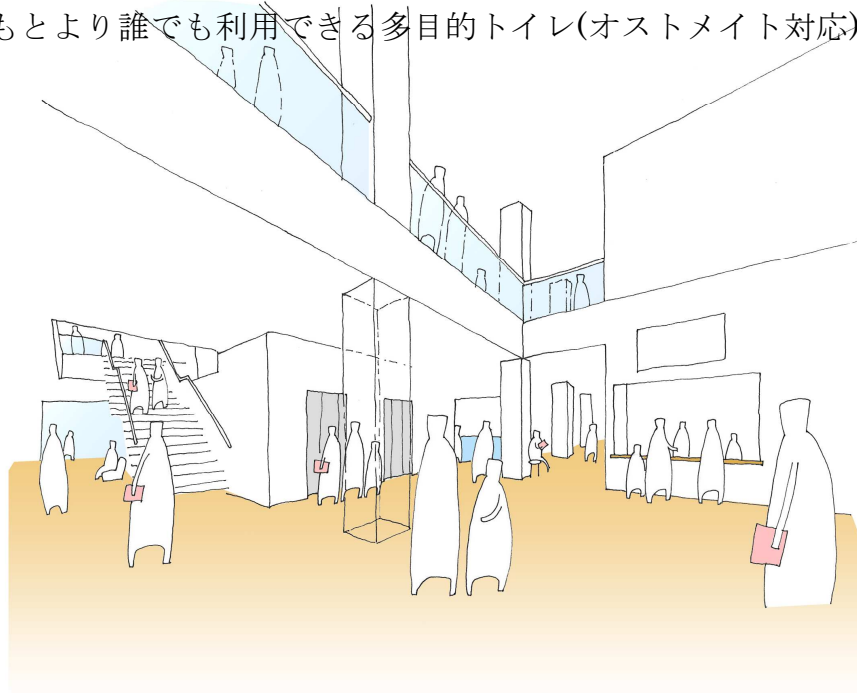
### ①管理諸室

管理運営に必要なスタッフの執務スペースを確保します。  
また、管理スタッフ用の控室なども必要に応じて検討します。

### ②機械室・その他

機械室や設備スペースなど、施設の維持管理に必要な諸室等を配置します。  
また、環境や維持管理費軽減のため、自然エネルギーをはじめとする省エネルギーのシステム導入を検討します。

※ トイレは、女性用と男性用の比率を考慮し配置するとともに、障がい者はもとより誰でも利用できる多目的トイレ(オストメイト対応)も配置します。



### 3 施設規模

施設規模は、下表のとおり各部門に必要な面積を想定し、おおよその延床面積を7,000～7,500㎡程度とします。

(※ 7,000㎡とした場合のおおよその規模)

部 門	必要な施設		施設別規模	部門別規模
ホール部門	ホール	客席 : 1200席	950 ㎡	3,800 ㎡
		舞台 (有効18m×40m)	750 ㎡	
	楽屋	楽屋 (小) 5人部屋25㎡×3室	75 ㎡	
		楽屋 (中) 15人部屋45㎡×2室	90 ㎡	
		楽屋 (大) 30人部屋85㎡×1室	85 ㎡	
		アーティストラウンジ、楽屋事務室 他	80 ㎡	
	ホワイエ (1階～3階)		900 ㎡	
	搬入口		230 ㎡	
	倉庫 (大道具・ピアノ庫)		140 ㎡	
	階段、廊下 他		500 ㎡	
創造交流部門	リハーサル室 (多目的室)		250 ㎡	1,200 ㎡
	練習室 (小) 50㎡×1室		50 ㎡	
	練習室 (大) 100㎡×1室		100 ㎡	
	エントランスホール		250 ㎡	
	会議室 (小1室) 50㎡×1室		50 ㎡	
	会議室 (大1室) 100㎡×1室		100 ㎡	
	託児室、階段、廊下、エレベーター 他		400 ㎡	
管理・供用部門	管理諸室		100 ㎡	2,000 ㎡
	機械室		700 ㎡	
	倉庫、トイレ、階段、廊下、エレベーター 他		1,200 ㎡	
合 計				7,000 ㎡

## VI 敷地計画

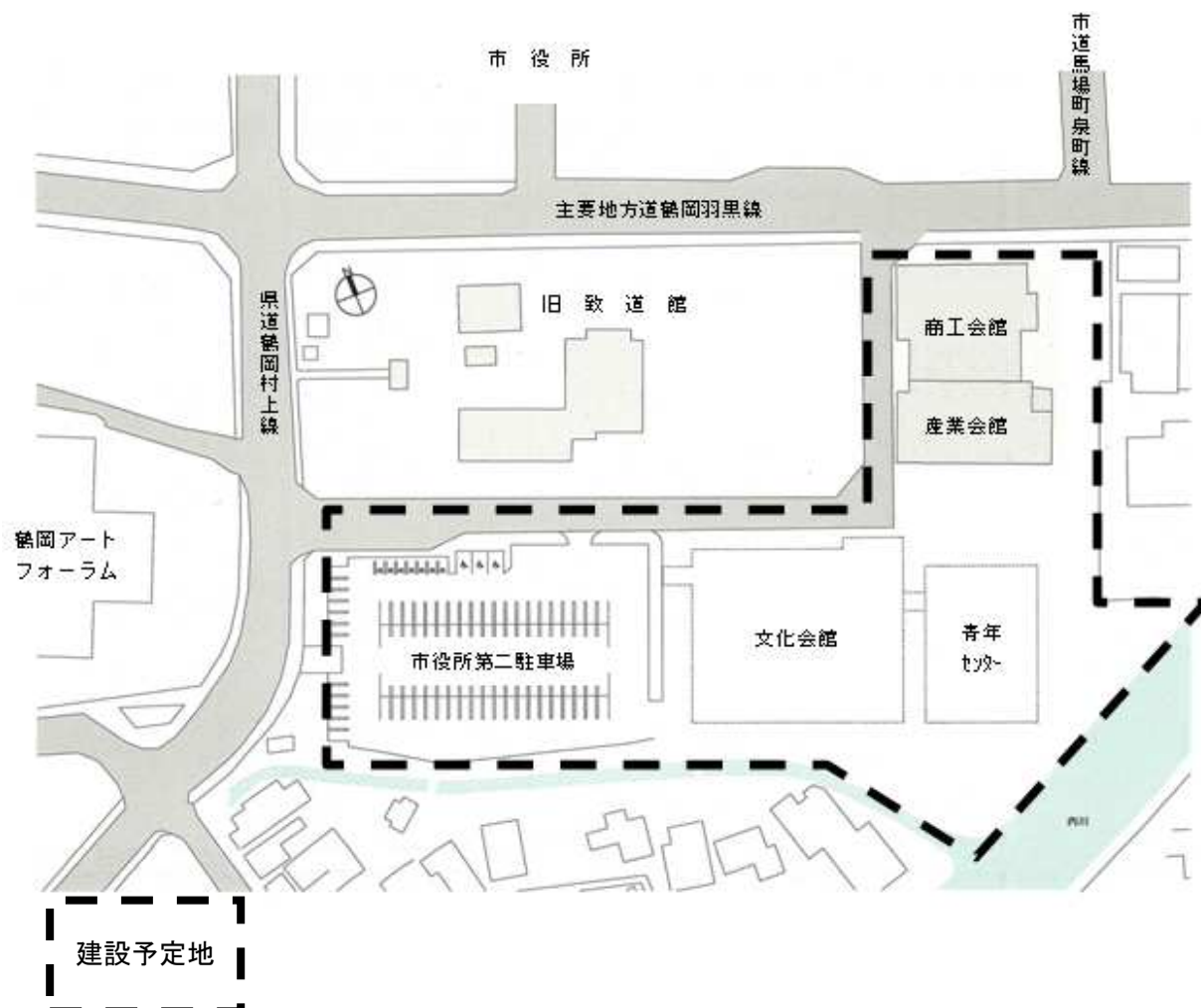
### 1 建設予定地

改築整備する鶴岡市文化会館の建設予定地は、現文化会館と鶴岡市青年センター、市役所第二駐車場の敷地に、隣接する鶴岡産業会館、商工会館の敷地も含めて一体的に検討します。

### 2 建設予定地の概要

鶴岡市馬場町11番1 約13,000㎡

- ・用途地域：近隣商業地域
- ・防火地域：準防火地域
- ・容積率：300% 建蔽率：80%
- ・大規模建物等の景観に関する条例に定める区域
- ・第1種高度地区



### 3 建物配置の考え方

建物配置については、敷地北側の主要地方道鶴岡羽黒線からをメインアプローチとし、隣接する旧致道館との関係や内川とのつながりにも配慮するとともに、鶴岡アートフォーラム側のアプローチと景観にも十分配慮して計画します。また、市道馬場町泉町線や内川（鶴園橋など）からの山々の眺望、景観などに留意した形状や配置を検討します。

### 4 駐車場の考え方

敷地内の駐車場については、市役所第二駐車場側の駐車台数を現在と同程度以上確保するとともに、産業会館、商工会館敷地を含めた敷地全体のなかで、動線や景観にも配慮しながら可能な限り駐車スペースを整備するように検討します。

その他にも、今まで同様に、周辺の公共駐車場を利用してもらうことを想定し、その案内方法なども検討します。





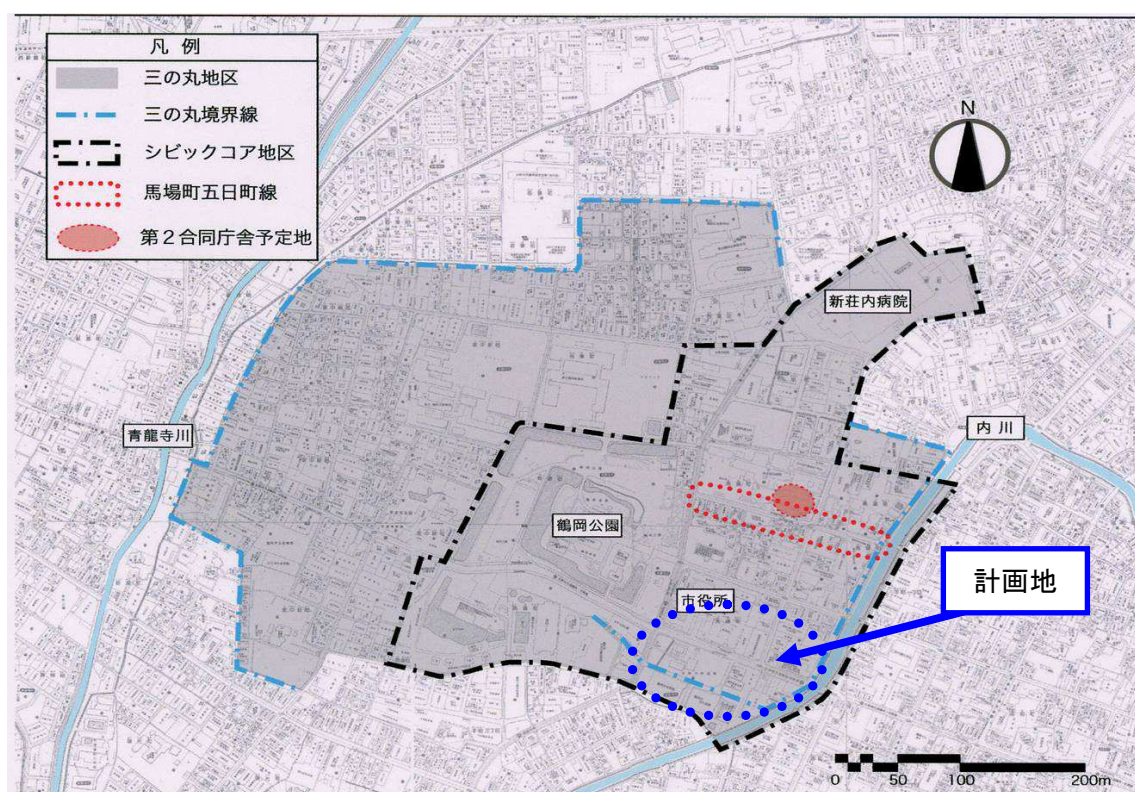
## VII 景観に対する配慮

計画地は旧致道館に隣接し、東側には内川が流れ、南側には金峰山・母狩山を望む、鶴岡市の中心市街地地区となっています。

この地区は、平成2年策定の『鶴岡市景観形成ガイドプラン』で重点地区と位置づけられ、その後、官公庁施設を核とした中心市街地の整備計画である『鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画』の地区内にも位置づけられてきた経過があり、平成19年7月に策定した『三の丸地区の景観まちづくりガイドライン』により景観整備の指針が定められています。

また、平成20年5月に策定した『鶴岡市景観計画』の地域別方針により、主な集客施設・公共施設は、景観向上の先導的な役割を果たしていくこととされています。

(三の丸地区の景観まちづくりガイドラインより)



### 《三の丸地区における景観基本理念》

- 1 鶴岡の景観は周囲の山々（北側位置の鳥海山、南側位置の金峰山、母狩山、東側位置の月山、羽黒山、湯殿山）によって特徴づけられており、景観形成に当たってはこの構成を保全活用する
- 2 移動する事によって発生する景色の移り変わりに配慮した、景観コントロール（建築物の高さ、位置、色彩などの工夫や道路、公園等のつくり方）を行う
- 3 画一的な手法ではなく、場所ごとに固有の特徴を生かした方法で景観をコントロールする



(市道馬場町泉町線から、母狩山を望む)

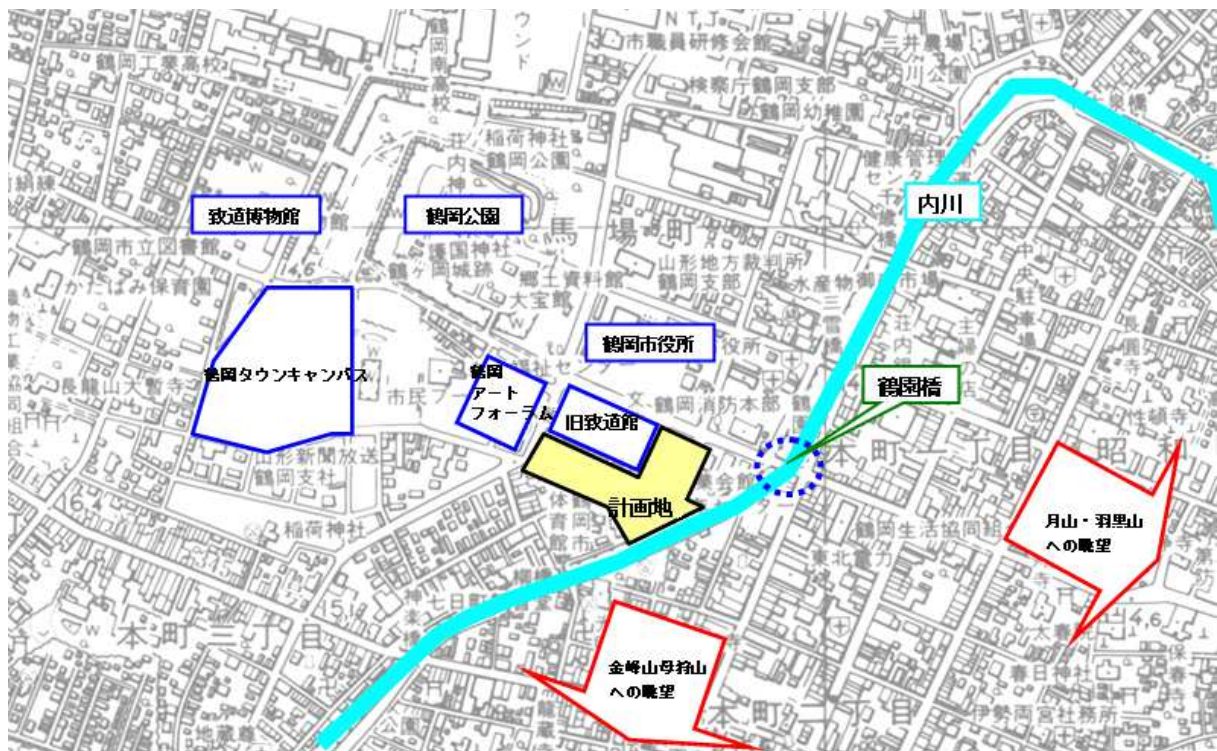
計画を進める上で  
配慮が必要と思われる5項目

○周辺景観（自然景観、建築物意匠など）との調和

- ①旧致道館との関係（歴史的建造物との調和）
- ②周辺文教施設との関係
- ③内川との関係

○周囲の山々の景観形成保全（眺望保持）

- ④金峰山、母狩山への眺望（鶴園橋、市道馬場町泉町線から）
- ⑤月山、羽黒山への眺望（鶴岡市役所前、鶴岡公園、アートフォーラムから）



## Ⅷ 運営計画

### 1 基本的な考え方

運営計画の検討にあたっては、基本理念及び整備の基本方針に基づいた事業運営を効果的・効率的に実践できる組織や体制づくりが重要と考えます。

具体的な管理運営計画については、次年度以降、施設の基本・実施設計作業時期と合わせて、市民及び芸術文化団体等の意見も参考にしながら、検討を行います。

#### ○市民や芸術文化団体等の参画

文化会館の運営は、行政側の考え方だけではなく、市民や芸術文化団体など利用者の視点からの提案や協力が必要不可欠と考えます。

「使い勝手のよい、市民に親しまれる文化会館」にするためには、管理運営計画の検討過程で市民や芸術文化団体などから積極的に関わっていただき、利用者の目線による意見や提案を取り入れながら計画づくりを進めていく必要があります。

文化会館では、鑑賞事業や創造事業などの新たな自主事業を展開することから、運営体制を検討するなかで市民参加・協力型の運営方法についての検討を行います。

また、企業のメセナ（芸術文化支援）活動の誘致や民間の芸術文化団体等への施設利用をはたらきかけ、市民にできるだけ多くの鑑賞機会を提供できるような運営に努めます。

#### ○事業の運営

##### ・自主事業（鑑賞・創造事業）

優れた音楽や舞台芸術などの鑑賞機会を提供する鑑賞事業や、日常的な練習、交流活動といった創造事業などについて、文化会館の自主事業として積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした自主事業について、市民ニーズを的確に捉えて円滑に事業を実施していくためには、市民や芸術文化団体などが運営スタッフとして参加できるような仕組みを検討していく必要があります。

### ・貸館事業

最新の舞台設備のホールや機能的な練習室などを備えることで、様々な芸術文化活動が可能となることから、利用方法の細かなルールづくりや利用目的別の適切な料金設定などが必要となります。

また、市民の日常的な芸術文化活動を支援していくため、費用負担の軽減や利用時間、予約方法など、利用しやすく柔軟な運営が可能となるような運営システムを検討する必要があります。

## 2 運営体制や組織

近年の公立文化施設の管理運営については、市が直接運営する方法と指定管理者へ委託する方法のいずれかとなっています。本市では、平成18年度から、文化会館の管理運営に指定管理者制度を導入し、財団法人鶴岡市開発公社を指定管理者として、施設の管理を委託しています。

新しい文化会館の管理運営については、これまでと同様に、指定管理者制度による民間活用を基本とした運営を目指すこととします。

基本理念に基づく事業運営を継続して遂行するためには、市民の参加・協力による運営が重要となることから、新たな指定管理者にもなりうる運営体制の構築も視野に、芸術文化団体などを核とした市民による運営組織づくりを検討していく必要があると考えます。

## Ⅸ 整備事業費

文化会館本体の建設費は、近年の公立文化施設の建設単価などから想定し、概ね40億円程度とします。






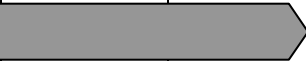



なお、本体建設費のほか、設計費や解体費、外構工事、備品購入費などを含め、文化会館整備にかかる事業費の大枠を45億円程度とします。

## Ⅹ 整備スケジュール

文化会館整備は平成27年度の竣工を目指し、概ね下記のスケジュールのとおりとします。

(事業予定)

- ・平成23年度 基本計画
- ・平成24年度 基本設計、管理運営計画
- ・平成25年度 実施設計、管理運営計画、解体工事
- ・平成26年度 建設工事
- ・平成27年度 建設工事、外構工事、備品購入
- ・平成28年度 供用開始

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
基本計画						
基本・実施設計						
管理運営計画						
解体工事						
建設工事						
外構工事						
備品購入						
休館期間						

## 参考資料

鶴岡市文化会館整備検討委員会設置要綱

鶴岡市文化会館整備検討委員会名簿

鶴岡市文化会館整備検討委員会等の経過

## 鶴岡市文化会館整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市文化会館（以下「文化会館」という。）の改築整備に向けて基本計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、鶴岡市文化会館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)文化会館改築整備の基本計画に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、改築に関して市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、地方公共団体の議会の議員又は常勤の公務員である者を除く。

- (1)識見を有する者
- (2)関係機関・団体等の代表又は構成員
- (3)公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、5人以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

鶴岡市文化会館整備検討委員会名簿

(敬称略)

■ 整備検討委員会 委員

氏名	所属等	区分
高谷時彦	東北公益文科大学大学院教授	有識者
樋渡美智子	鶴岡市中央公民館運営審議会委員長	〃
佐藤進	羽黒地域審議会会長	関係機関・団体等
奥井厚	温海地域審議会会長	〃
山田登	鶴岡市町内会連合会会長	〃
前田勝	櫛引区長会会長	〃
菅原一浩	鶴岡商工会議所専務理事	〃
山崎誠助	鶴岡市芸術文化協会会長 〔鶴岡市芸術文化協会事務局長 石田雄氏が 第5回検討委員会から代理出席〕	〃
小林功	藤島芸術文化振興会会長	〃
渡部巖	朝日芸術文化振興協会会長	〃
大久保紀子		公募委員
柿崎泰裕		〃
齋藤瑞穂		〃
三浦讓		〃
村山智昭		〃

■ 事務局

氏名	所属等	職名
難波信昭	鶴岡市教育委員会	教育長
森博子	〃	教育次長
今野昭博	鶴岡市建設部都市計画課	課長
渡会悟	〃 建築課	課長
加藤保	鶴岡市教育委員会社会教育課	課長
榊原賢一	〃	文化主幹
長谷川吉祥	〃	芸術文化主査
長谷川勝彦	〃	芸術文化係長
進藤夕子	〃	芸術文化係主任
大江さおり	〃	芸術文化係事務員



鶴岡市文化会館整備検討委員会等の経過

〈平成23年〉

6月 1日	第1回整備検討委員会 ・委嘱状交付、再整備検討結果報告、委員会の運営 他
29日	第2回整備検討委員会 ・酒田市民会館「希望ホール」視察
7月 11日	文化会館利用者懇談会（芸術文化団体、鑑賞団体）
19日	文化会館利用者懇談会（学校関係）
25日	第3回整備検討委員会 ・利用者懇談会報告、基本理念と施設機能 他
8月 4日	文化会館利用者懇談会（青年団体）
17日	専門委員会
29日	第4回整備検討委員会 ・利用者懇談会と専門委員会報告 ・基本理念と施設機能、施設概要 他
10月 4日	第5回整備検討委員会 ・施設概要の方向性についての意見のまとめ ・文化会館技術職員の意見報告、基本理念と施設機能、施設計画他
31日	第6回整備検討委員会 ・基本理念、基本方針、施設の方向性、施設計画、運営計画 他
11月 25日	第7回整備検討委員会 ・施設計画、運営計画 他
12月 16日	第8回整備検討委員会 ・整備基本計画案 他

〈平成24年〉

1月 16日～ 2月 6日	市民からの意見公募（パブリックコメント）
2月 13日	第9回整備検討委員会 ・市民からの意見公募の結果 ・整備基本計画案 他
3月	鶴岡市文化会館整備基本計画 策定

---

## 鶴岡市文化会館整備基本計画

発行 / 鶴岡市

平成24年3月

編集 / 鶴岡市教育委員会社会教育課

TEL : 0235-57-4867 (直通)

---